厚生労働省発職 0308 第 1 号 令 和 6 年 3 月 8 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 雇用調整助成金制度の改正

労働 移 動支援助成金制度及び中途採用等支援助成金制度の改正

三 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

四 両立支援等助成金制度の改正

五 人材確保等支援助成金制度(人材確保等支援助成コー

ス助

成金)

の改正

六 認定訓練助成事業費補助金制度に係る特例の延長

令 和 六 年 能登半島 地震により被害を受けた施設及び設備 の復旧に要する経費を助 成又は援助 た場合

に ついて、 令和 五年度に · 加え、 令和六年度においても、 国から都道府県への補助率及び 国の負担割合の

上限を引き上げるものとすること。

七 人材開発支援助成金制度の改正

1 障害者職業能力開発コース助成金を廃止すること。

- 2 人への投資促進コース助成金の改正
- $\left(\longrightarrow \right)$ 長期教育 訓 練休 暇制度につい て、 時 間単位 の休暇を対象とするとともに、 中小企業事 業主に

お いて当該制度を利用して休暇の取得を行った被保険者一人当たりの賃金助成支給上限 時 間

数

及び賃金助成額等を引き上げること。

自発的職業能力開発訓練について、 訓練時間の下限を十時間に引き下げるとともに、

八 雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業の改正

の訓練に限ることとしていた要件について職務関連以外も認めること。

連

九 その他所要の改正を行うこと。

第二 建設労働者 の雇用の改善等に関する法律施行規則の一 部改正

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 関係法令について所要の改正を行うこと。

職務関